

専決第7号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月9日

鴨川市長 佐々木 久之

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 519 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,389,930 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 10 月 9 日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金		1,286,784	519	1,287,303
	2 基金繰入金	1,190,025	519	1,190,544
歳 入 合 計		19,389,411	519	19,389,930

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,832,039	519	3,832,558
	1 総務管理費	3,358,921	519	3,359,440
歳 出 合 計		19,389,411	519	19,389,930

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
訴訟委託料（鴨川市天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件）	令和7年度から訴訟委託契約の終了年度まで	訴訟委託契約により決定した額